

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 1 (24. 2. 6)	福祉保健	<p>障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 平成 18 年 4 月、障害の有る人が地域社会で生活できる為の仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行されたが、法の施行直後から新たに導入された応益負担制度を始め、様々な問題点が指摘され、その後、政府は平成 22 年 1 月に、障害者自立支援法訴訟の 71 人の原告との間で速やかに応益負担制度を廃止し、平成 25 年 8 月までに障害者自立支援法を廃止して、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。 一方、国連では、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が採択され、既に 90 カ国以上が批准を終えているが、日本は、国内法が未整備の為、いまだに批准できていない。 これらの問題解決に向けて障害者制度の集中的な改革を行う為、平成 22 年 1 月に、内閣府の「障がい者制度改革推進本部（本部長：野田佳彦首相）」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置されて、そこでの検討を踏まえ、平成 23 年 7 月には障害者基本法の改正が行われて、8 月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会で、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。 障害の有る人たちが、障害の種類や程度、家族の状況・経済力・居住する自治体に関わらず、自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現する為には、障害者基本法や今回の骨格提言に沿った「障害者総合福祉法（仮称）」を、着実且つ速やかに立法化する必要が有る。</p> <p>▶陳情項目 障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求め、国会及び政府に対し、以下の点についての意見書の提出をお願いする。 1. 障害者総合福祉法（仮称）は、推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させた内容とすること。</p>	<p>きょうされん鳥取支部 支部長 森 本 みどり (鳥取市湖山町南 3 丁目 237 - 1) 外 2 名</p>	

	2. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたっては、制度を円滑に進める為の地方自治体の財源を十分に確保すること。	
--	--	--